

取 手 市
第 7 期 障 害 福 祉 計 画
(素案)

(令和6年度～令和8年度)

第7期取手市障害福祉計画
第3期取手市障害児福祉計画

令和 年 月
取 手 市

取手市第7期障害福祉計画

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画の位置づけ	
3.	計画の対象者	
4.	計画の期間	
5.	計画の進行管理について	
第2章	障害者福祉施策をめぐる現状	3
1.	障害者手帳の所持者数	
2.	自立支援医療や難病について	
3.	障害児の健やかな育成のための支援について	
4.	障害福祉サービスについて	
第3章	基本目標（令和8年度の将来像）	18
1.	策定の趣旨及び位置づけ	
2.	成果目標の設定	
3.	障害福祉サービス等の見込み量について	
4.	障害児通所支援，障害児相談支援の見込み量について	
5.	地域生活支援事業の見込み量について	
第4章	今後の施策の推進	53
1.	計画の進行管理	
2.	関係機関等との連携強化	
3.	SDGsとの結びつき	

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「取手市第7期障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援や地域社会における共生を実現するため、行政として実行すべき障害福祉サービスを明らかにしたものです。

国の基本指針に基づき、地域において必要な「障害福祉サービス」「障害児通所支援」「障害児相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、これまで実施してきた障害福祉サービスの状況を踏まえ、令和8年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 各計画の位置づけについて

① 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法（第88条）に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。この計画は、取手市障害者福祉計画を推進するための計画として、特に障害福祉サービスに係る目標数値中心にまとめ、国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

② 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、取手市障害者福祉計画を推進するための計画として、特に「障害児通所支援」「障害児相談支援」に係る目標数値中心にまとめ、国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

上記の計画を第7期障害福祉計画の中で一体のものとして策定するものとします。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び茨城県の計画との整合性を図りながら、第7次取手市総合計画に即した「取手市地域福祉計画」及び、障害者福祉分野の計画である「取手市障害者福祉計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」との整合を図っています。

3. 計画の対象者

この計画の対象となる「障害者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である方をいいます。

また「児童」とは児童福祉法において18歳未満の方をいい「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む。）、治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。

4. 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。本計画は、第7期計画として、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3年間を計画期間とします。

5. 計画の進行管理について

国の基本指針では、計画に定める成果目標や活動指標について、実績を把握し、進捗状況、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、評価、分析を行い、必要があると認めるときは、計画期間中においても本計画の変更や事業の見直し等必要な処置を講じることとされています。

国の動向や社会情勢、本市の障害者の置かれている状況等が変化した場合、計画期間中でも本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

第2章 障害者福祉施策をめぐる現状

1. 障害者手帳の所持者数

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害のある人が必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されます。市が把握できるのは障害者手帳を所持している人数及び自立支援医療制度（精神通院）を利用している人数です。

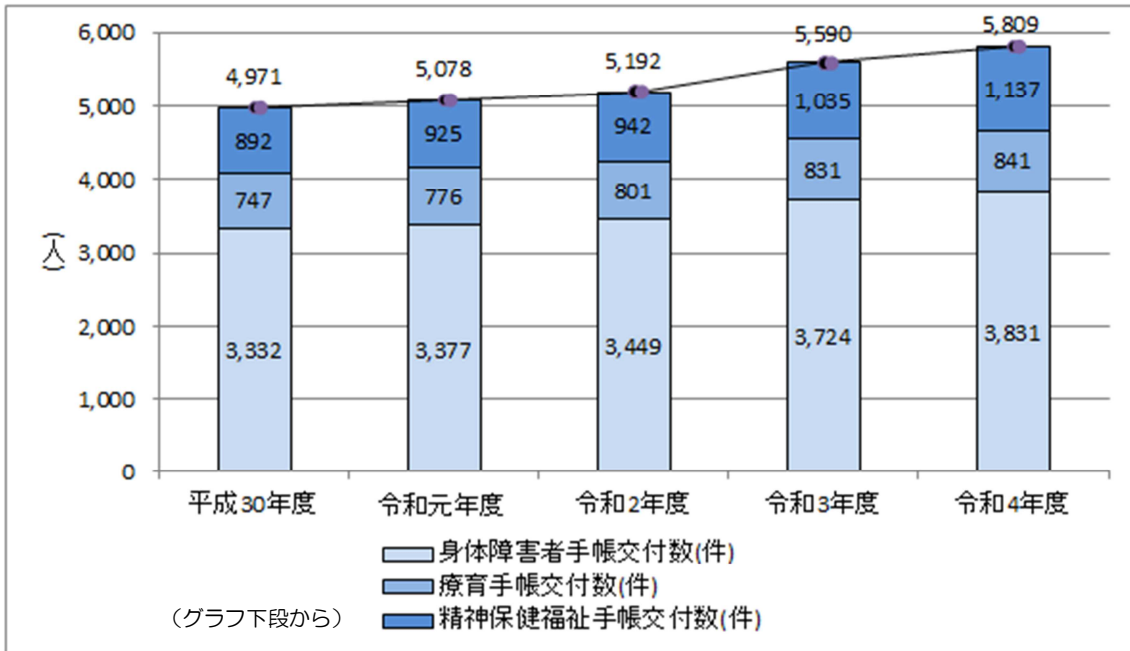
本市の障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在、身体障害者（児）が3,831人で、総人口105,913人（令和5年3月1日住民基本台帳人口）に占める割合は3.6%、療育手帳所持者（知的障害者（児））は841人で、0.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,137人、およそ1.0%、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は延べ2,107人、およそ1.9%となっています。

人口に対する身体、知的、精神障害者の割合は、増加傾向にあります。その中でも精神障害者の手帳交付者数は、平成30年度と令和4年度を比較すると27.4%増と高い伸びを示しています。（手帳交付者数全体では16.8%増）

障害者手帳所持者の推移 ※各年度末の数値

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳交付数(件)	3,332	3,377	3,449	3,724	3,831
療育手帳交付数(件)	747	776	801	831	841
精神保健福祉手帳交付数(件)	892	925	942	1,035	1,137
手帳交付総数(件)	4,971	5,078	5,192	5,590	5,809
人口総数(人) 各翌年度の4/1現在	107,204	107,017	106,293	106,143	105,913
人口に対する比率	4.64%	4.75%	4.88%	5.27%	5.48%

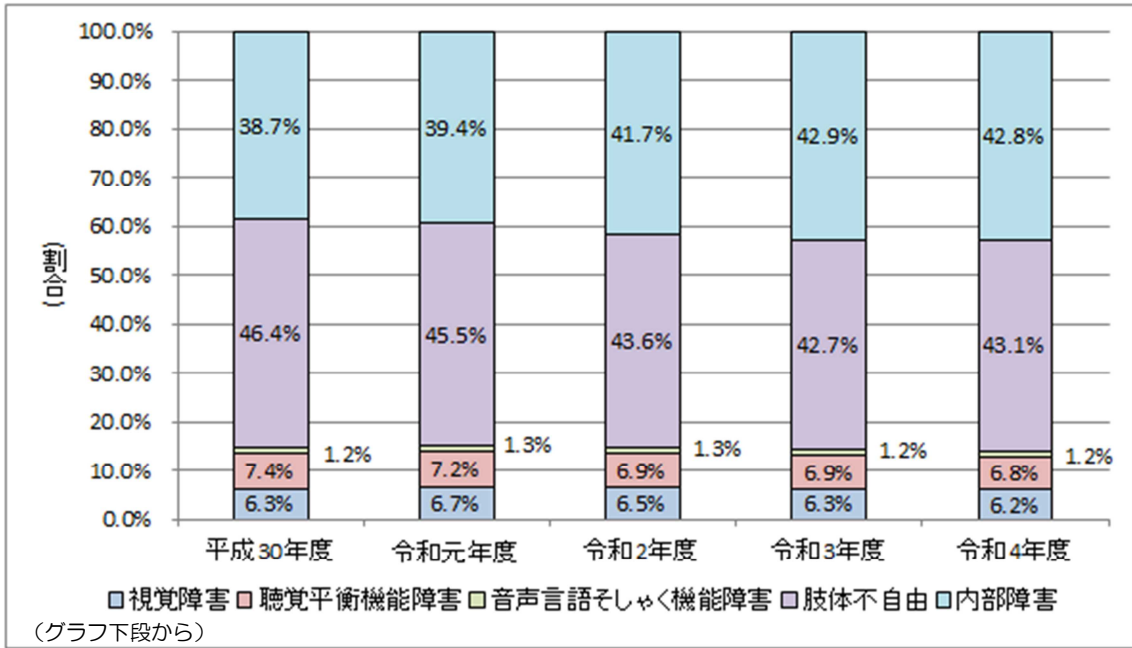


(2) 身体障害者手帳

令和5年3月末現在の身体障害者手帳の所持者は3,831人で、障害種類別についてみると、視覚障害236人、聴覚平衡機能障害260人、音声言語そしゃく機能障害46人、肢体不自由1,651人、内部障害1,638人と、約85%を肢体不自由(43.0%)と内部障害(42.7%)で占めています。また、障害等級別にみると1級1,445人、2級524人、3級565人、4級900人、5級184人、6級213人と、重度である1、2級が51%を占めています。年齢別では65歳以上の方が2,947人と、全体の76%を占めています。

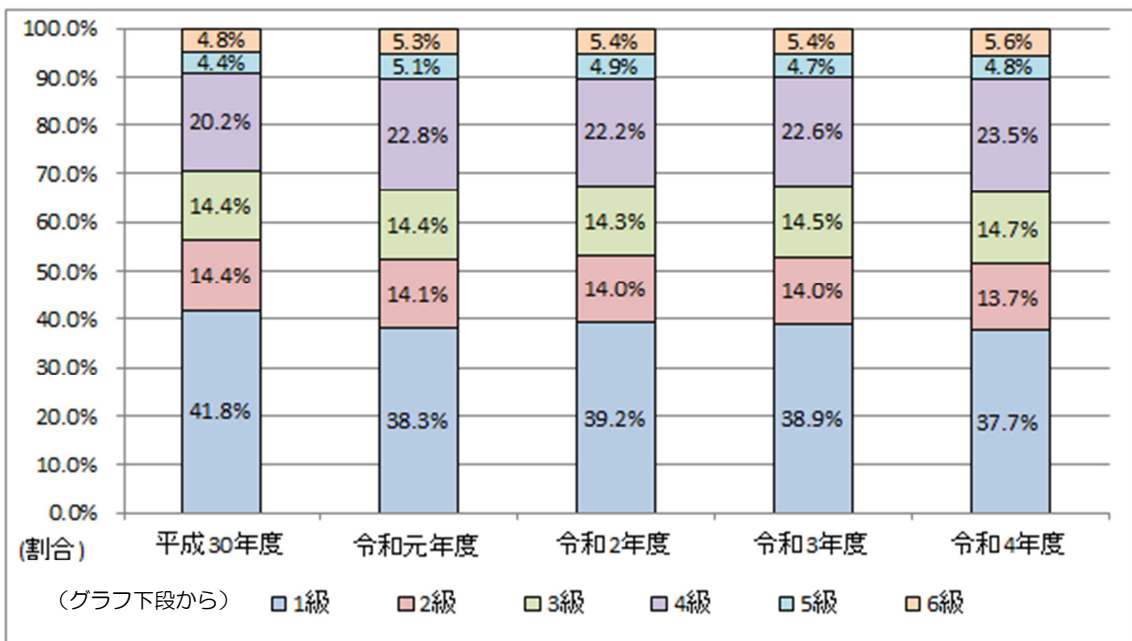
障害別の手帳所持者 ※各年度末の数値

障害別手帳所持者数(件)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	209	227	224	234	236
聴覚平衡機能障害	247	243	239	256	260
音声言語そしゃく機能障害	41	43	44	46	46
肢体不自由	1,545	1,535	1,505	1,591	1,651
内部障害	1,290	1,329	1,437	1,597	1,638
合計	3,332	3,377	3,449	3,724	3,831



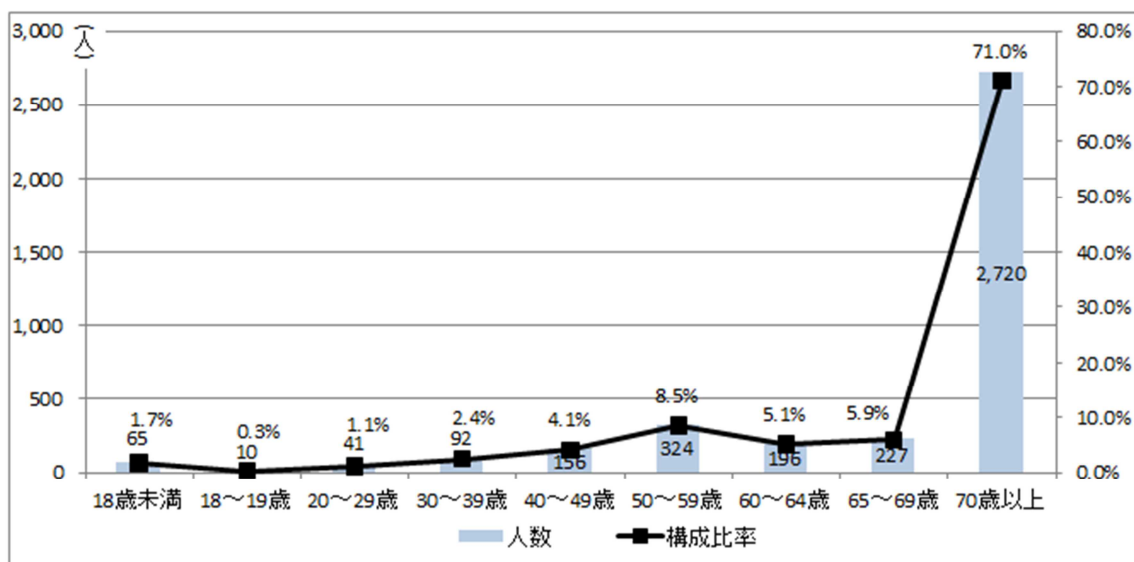
等級別の推移と等級別構成 ※各年度末の数値

(件)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,393	1,292	1,351	1,448	1,445
2級	481	476	484	520	524
3級	479	485	493	541	565
4級	673	771	766	840	900
5級	146	173	169	175	184
6級	160	180	186	200	213
合計	3,332	3,377	3,449	3,724	3,831



令和5年3月末の手帳所持者年齢別構成

(年齢区分)	人数	構成比率
18歳未満	65	1.7%
18～19歳	10	0.3%
20～29歳	41	1.1%
30～39歳	92	2.4%
40～49歳	156	4.1%
50～59歳	324	8.5%
60～64歳	196	5.1%
65～69歳	227	5.9%
70歳以上	2,720	71.0%
合計	3,831	100.0%

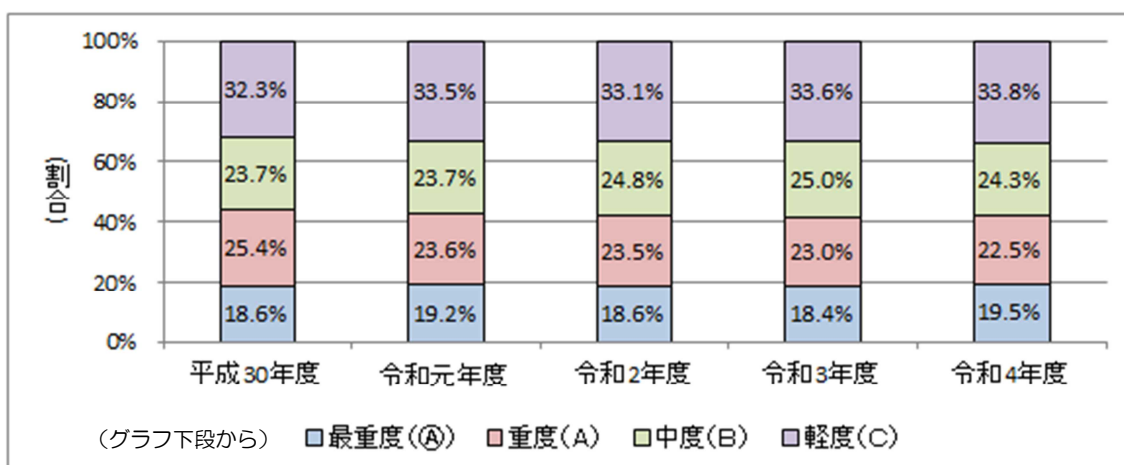


(3) 療育手帳（知的障害者）

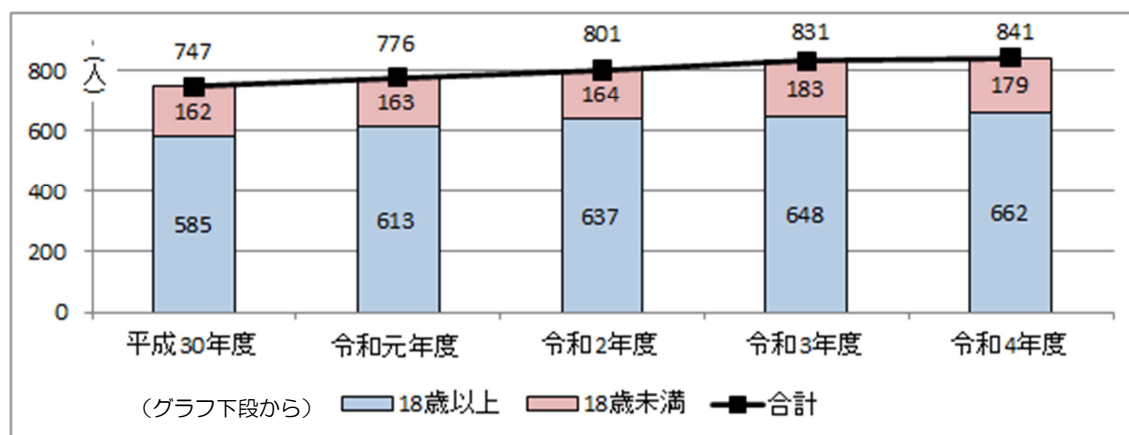
知的障害とは、知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人です。療育手帳の所持者数は、平成30年度と令和4年度を比較すると94人増加しました。令和4年度の手帳所持者を等級別にみると最重度の㊦が164人、重度Aが189人、中度Bが204人、軽度Cが284人でした。手帳の所持者は徐々に増加する傾向にあり、軽度Cの増加は他に比べ多いことがうかがえます。年齢層でみると18歳以上の所持者数は662人と、全体の78%となっています。

手帳所持者の推移と等級別構成 ※各年度末の数値

(件)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最重度 (A)	18歳以上	115	125	127	128	140
	18歳未満	24	24	22	25	24
	小計	139	149	149	153	164
重度 (A)	18歳以上	152	150	157	162	158
	18歳未満	38	33	31	29	31
	小計	190	183	188	191	189
中度 (B)	18歳以上	145	152	163	166	165
	18歳未満	32	32	36	42	39
	小計	177	184	199	208	204
軽度 (C)	18歳以上	173	186	190	192	199
	18歳未満	68	74	75	87	85
	小計	241	260	265	279	284
合計	18歳以上	585	613	637	648	662
	18歳未満	162	163	164	183	179
	合計	747	776	801	831	841



手帳所持者の年齢層構成 ※各年度末の数値

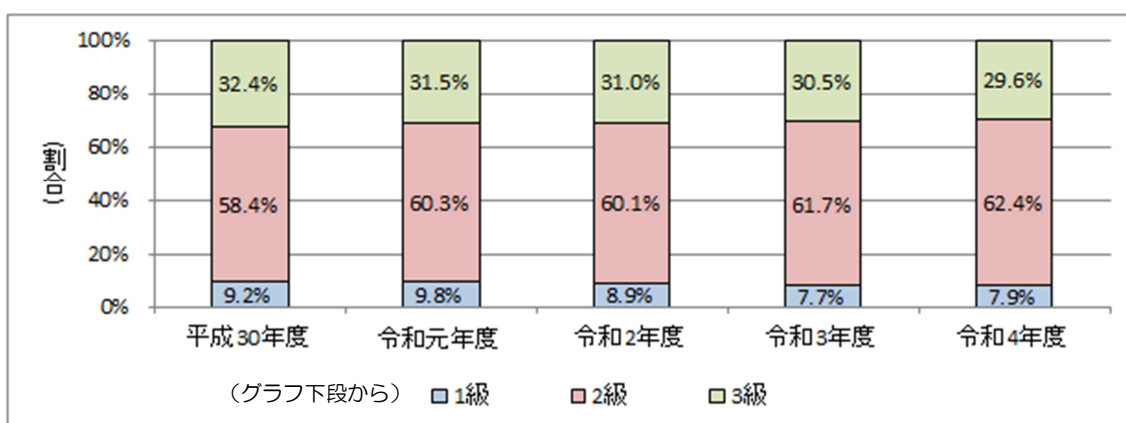


(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象です。手帳所持者数は、平成30年度と令和4年度を比較すると245人増加の1,137人となっています。等級別にみると、1級が90人、2級が710人、3級が337人と、約6割を2級が占めています。

手帳所持者数の推移と等級別構成 ※各年度末の数値

(件)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	82	89	84	80	90
2級	521	537	566	639	710
3級	289	285	292	316	337
合計	892	911	942	1,035	1,137



2. 自立支援医療や難病について

(1) 自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）

- 精神通院医療

精神障害者に対し、本人が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療

- 更生医療

身体障害者に対して行われるその更生のために必要な医療

- 育成医療

障害児（身体に障害のある人に限る）に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療

令和5年3月末現在、自立支援医療（精神通院）認定者数は、平成30年度と令和4年度を比較すると336人増加の2,107人となっています。自立支援医療（精神通院）を利用する人の43%、911人が精神障害者保健福祉手帳を所持しています。一方、更生医療、育成医療の給付決定者については年によってばらつきが見られます。更生医療では内部障害の治療の給付費が多くを占めています。

自立支援医療の受給者数の推移 ※各年度末の数値

(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療認定者数（精神通院）	1,771	1,853	1,629	2,025	2,107
自立支援医療給付決定者数（更生医療）	38	37	38	39	42
自立支援医療給付決定者数（育成医療）	3	15	11	11	7

自立支援医療（精神通院）利用者及び精神障害者保健福祉手帳所持者数

※各年度末の数値

(人)	所持者数	手帳のみ	手帳＋自立
精神障害者保健福祉手帳	1,137	226	911

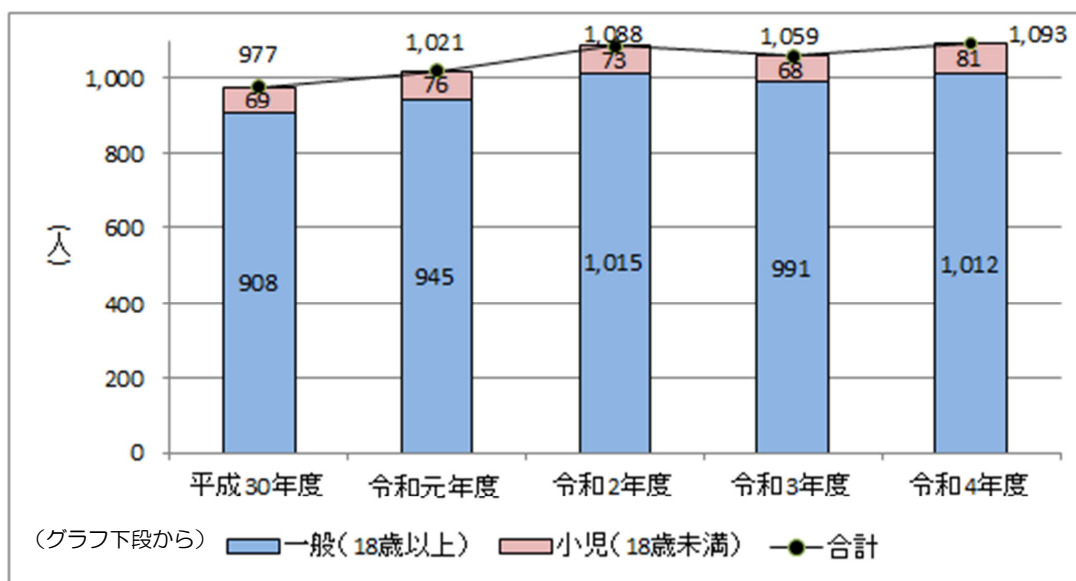
(人)	所持者数	自立のみ	手帳＋自立
自立支援医療（精神通院）	2,107	1,196	911

(2) 難病等の状況

難病患者（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度にある人）に対する医療費助成制度である指定難病特定医療費受給者証所持者数の年次推移は、令和2年度は大きく増加しましたが、その後の傾向としては横這いから微増となっています。現在、医療費助成制度の対象疾病は338疾病です。

指定難病特定医療費受給者証等保持者数の推移 ※各年度末の数値

(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般（18歳以上）	908	945	1,015	991	1,012
小児（18歳未満）	69	76	73	68	81
合計	977	1,021	1,088	1,059	1,093



3. 障害児の健やかな育成のための支援について

(1) 障害児支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であるため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で障害の種別にかかわらず質の高い障害児通所支援等の充実を図ります。

障害児のライフステージに沿った、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の充実に努めます。

また、手帳の有無に関わらず、心身の発達に関し心配があり、支援を必要としている児童や医療的ケア児についても、そのニーズを把握し、適切な支援につなげていくために検討を進めていきます。

(2) 18歳未満の人口推移

市の総人口に占める18歳未満の割合は年々減少し、令和4年4月1日時点の18歳未満の子供の人数は13,159人で総人口の12.4%です。

市内の18歳未満の人口推移 ※各年度4月1日時点

(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0歳～5歳	4,120	4,038	3,916	3,792	3,701
6歳～17歳	9,927	9,845	9,743	9,628	9,458
合計	14,047	13,883	13,659	13,420	13,159
総人口比	13.10%	12.97%	12.85%	12.64%	12.42%
総人口	107,204	107,017	106,293	106,143	105,913

(3) 市内の公立小中学校の特別支援学級在籍者数の推移

令和5年3月末現在、市内の公立小学校14校、中学校6校に在籍する6,515人中、特別支援学級在籍者は427人で割合は6.5%です。平成30年度から2年度にかけては横這いではありますが、発達の偏りや遅れの早期発見等の取組により、児童生徒数に対する特別支援学級在籍者の割合は、今後も増加傾向が続くと考えられます。

公立小中学校では教育補助員を配置して、特別な支援を要する児童生徒に対して学校生活の支援を行っています。

市内の公立小中学校の特別支援学級在籍者の推移 ※各年度末の数値

(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障害学級	94	102	105	112	123
情緒障害学級	255	283	256	278	290
言語障害学級	16	16	15	15	14
合計	365	401	376	405	427
児童生徒数比	5.23%	5.84%	5.56%	6.09%	6.55%
児童生徒数	6,976	6,861	6,765	6,648	6,515

(4) 障害児通所支援サービスの利用決定者数の推移

障害児通所支援サービスを利用する際に必要な通所受給者証の支給決定者数は年々増加しています。児童発達支援については、平成30年度から令和2年度にかけて、コロナ禍の影響もあり減少していましたが、その後は増加傾向にあります。放課後等デイサービスについては、市内事業所数の増加に伴い、利用者数も増加しています。

児童受給者証支給決定者の推移 ※各年度末の数値

(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	249	231	217	245	250
放課後等デイサービス	220	256	268	288	320
保育所等訪問支援	6	6	4	2	2
居宅訪問型児童発達支援	0	2	1	1	1
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
合計	475	495	490	536	573

(5) 障害児通所給付費の推移

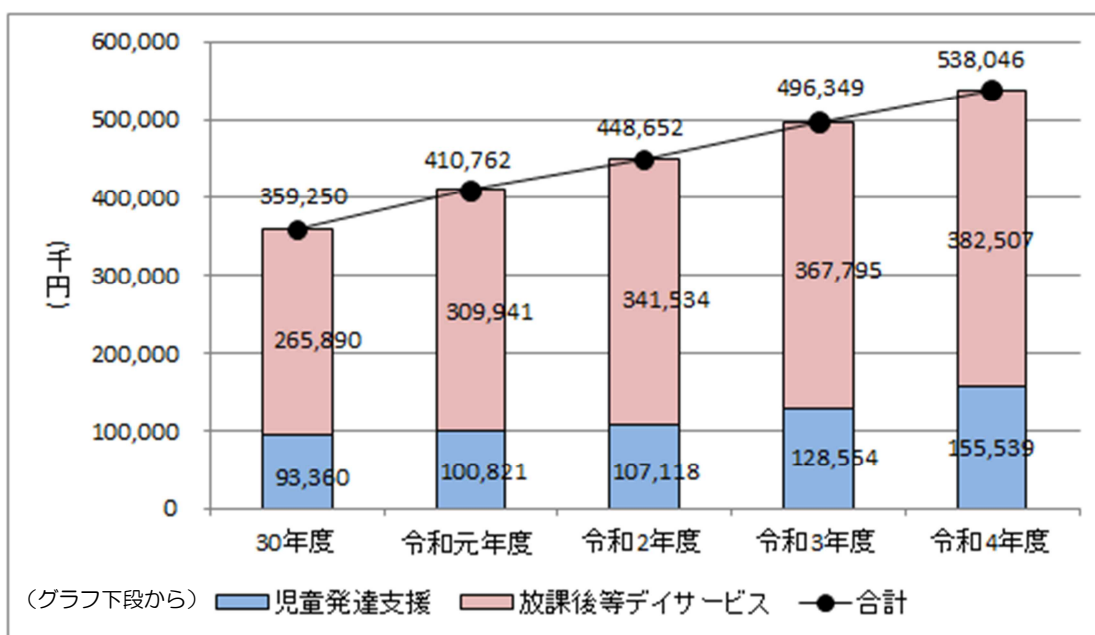
児童福祉法に規定される障害児通所支援サービスは、その利用に係る経費が規則により定められています。経費とはサービスを提供する事業者に対して支払われるものですが、原則として利用者負担と公費負担においてその経費をまかなう仕組みがとられています。この経費の公費負担部分を給付費と呼んでいます。サービス実利用者数と同様に直近5年の推移をみると、平成30年度において369,445千円だったものが、令和4年度には549,970千円と5年間で48.8%増加しています。障害児給付費においては、児童発達支援が66.6%、放課後等デイサービスが43.8%増加しており、この2つのサービス利用が増えています。

サービス提供事業所の増加と事業所の様々な特色を活かした運営によって児童にあった事業所を利用者が選択できる状況となり、今後もサービス利用は増加していくものと見込まれます。

障害児通所給付費の推移 ※各年度末の数値

(千円)					
障害児相談支援	8,941	11,347	13,705	13,037	11,806
児童発達支援	93,360	100,821	107,118	128,554	155,539
放課後等デイサービス	265,890	309,941	341,534	367,795	382,507
保育所等訪問支援	1,254	4,116	543	424	118
居宅訪問型児童発達支援	0	470	278	-61	0
合計	369,445	426,695	463,178	509,810	549,970

児童発達支援・放課後等デイサービス給付費の推移 ※各年度末の数値



4. 障害福祉サービスについて

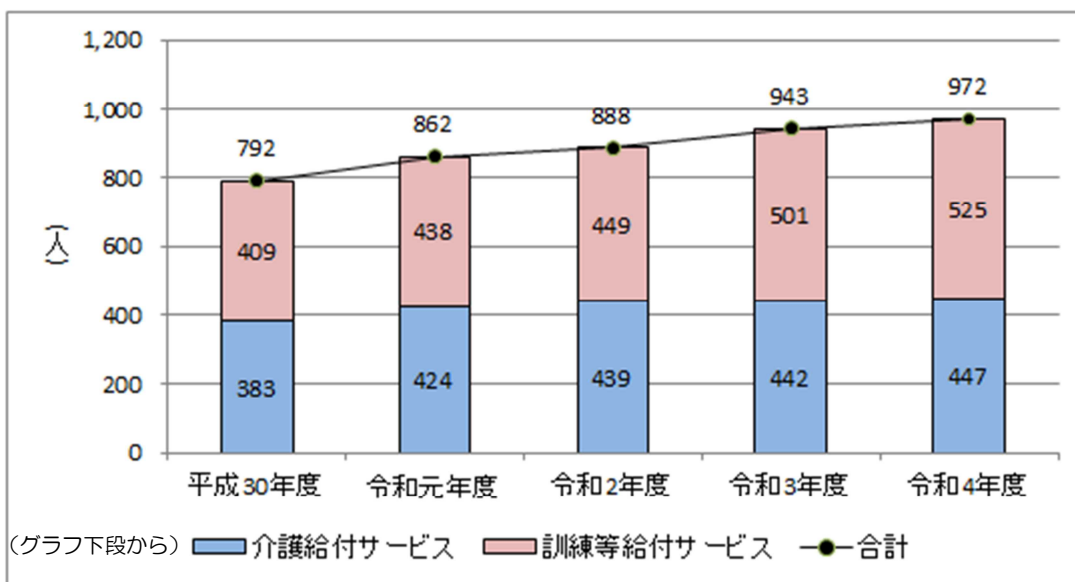
(1) 障害福祉サービスの実利用者数の推移

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスは、大きく介護系サービスと訓練系サービスに分けられますが、直近5年間の実利用者数の推移をみますと、平成30年度において792人だったものが令和4年度には972人と、22.7%増加しています。介護系が383人から447人16.7%の増、訓練系は409人から525人28.3%増と訓練系サービスの伸び率が高くなっています。これらは、国の障害者雇用施策の拡大等により、就労や復職を希望される障害者数が増加していることが要因のひとつと考えられます。

また、サービス提供事業所数の増加や在宅就労支援等サービス提供体制の多様化により、本人に合った事業所を利用者が選択できる状況となりました。引き続き、利用者は増加するものと考えられます。

障害福祉サービスの実利用決定者数の推移 ※各年度末の数値

(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護給付サービス	383	424	439	442	447
訓練等給付サービス	409	438	449	501	525
合計	792	862	888	943	972



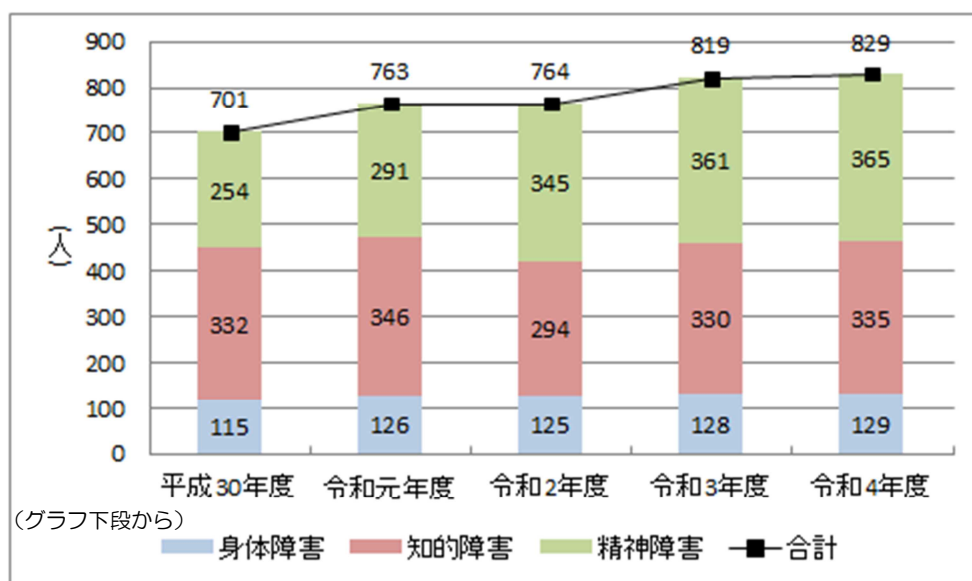
主たる障害種別ごとの利用決定者数

※各年度末決定者数(上記実利用決定者数の推移より少ないのはサービスの重複利用者を除いたためです。)

障害福祉サービスの利用者数は年々増加しています。障害の種類ごとに決定

者数をみると令和4年度の決定者829人のうち、身体障害者は129人で15.5%、知的障害者は335人で40.4%、精神障害者は365人で44.0%を占めています。過去5年間、身体障害者、知的障害者の利用決定者数はほぼ横ばいであるのに比べ、精神障害者は43.7%の増加率となっています。

主たる障害 (人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害	115	126	125	128	129
知的障害	332	346	294	330	335
精神障害	254	291	345	361	365
合計	701	763	764	819	829



障害支援区分の推移

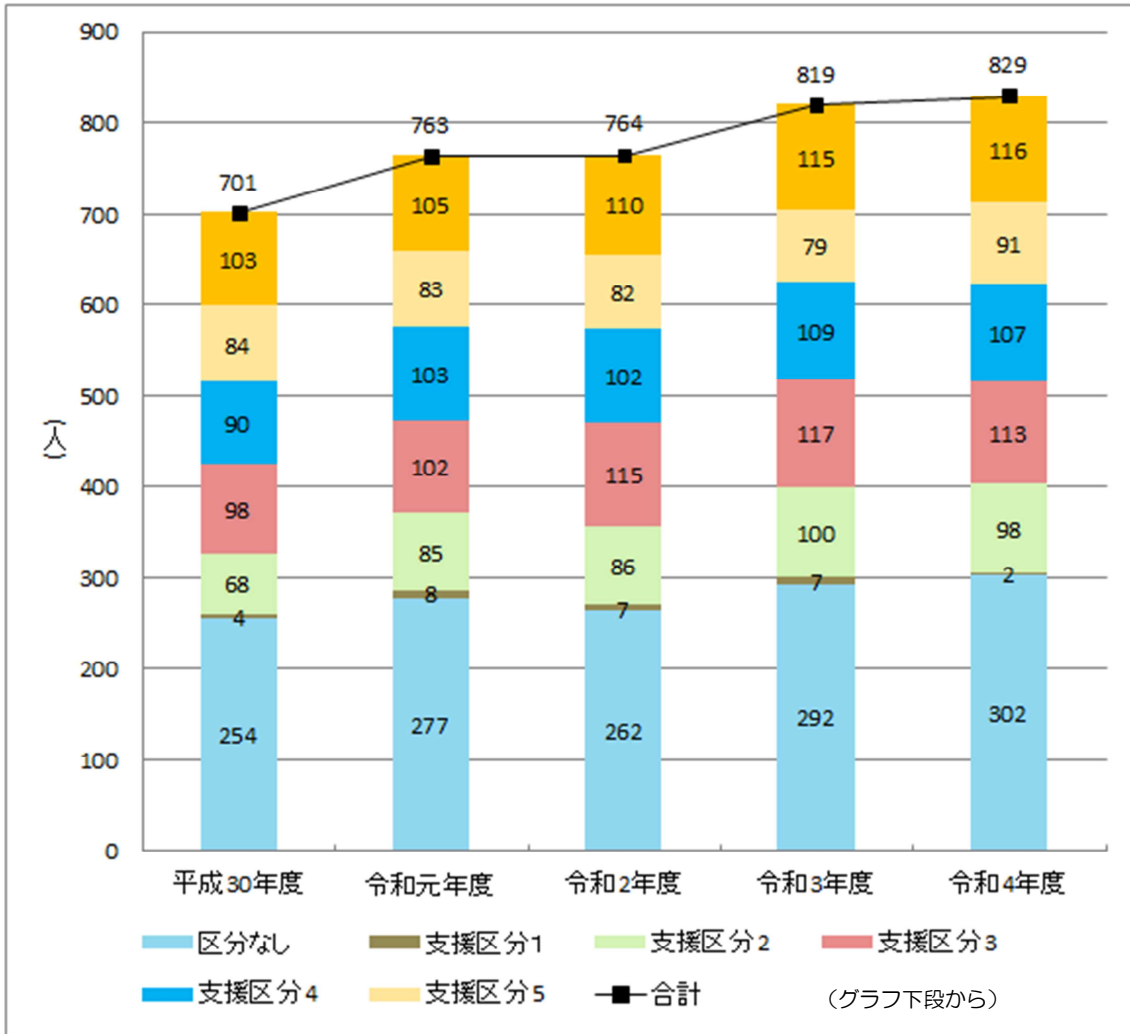
令和4年度における障害種別ごとの支援区分の特徴として、身体障害では支援区分6が全体の28.4%を占めています。知的障害では支援区分4、5、6合わせると60.5%を占めています。精神障害では、支援区分なしが56.7%を占めています。これは支援区分にかかわらず利用できる訓練等給付のサービス利用者が多いためです。

平成30年度に対する令和4年度の支援区分ごとの伸び率は、支援区分なしは18.8%、支援区分2は44.1%、支援区分3は15.3%、支援区分4は18.8%、支援区分5は8.3%、支援区分6は12.6%と各区分において増加しています。

※各年度末の数値

(人)	支援区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害	区分なし	17	16	15	20	26
	支援区分1	1	2	1	0	1
	支援区分2	7	8	6	9	7
	支援区分3	25	27	30	28	26
	支援区分4	16	26	26	24	20
	支援区分5	13	11	11	14	16
	支援区分6	36	36	36	33	33
	合計	115	126	125	128	129
精神障害	区分なし	149	170	165	183	190
	支援区分1	2	3	3	3	1
	支援区分2	50	62	60	70	68
	支援区分3	42	44	55	55	52
	支援区分4	9	10	10	16	20
	支援区分5	2	2	1	3	4
	支援区分6	0	0	0	0	0
	合計	254	291	294	330	335
知的障害	区分なし	88	91	82	89	86
	支援区分1	1	3	3	4	0
	支援区分2	11	15	20	21	23
	支援区分3	31	31	30	34	35
	支援区分4	65	67	66	69	67
	支援区分5	69	70	70	62	71
	支援区分6	67	69	74	82	83
	合計	332	346	345	361	365
合計		701	763	764	819	829

支援区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分なし	254	277	262	292	302
支援区分1	4	8	7	7	2
支援区分2	68	85	86	100	98
支援区分3	98	102	115	117	113
支援区分4	90	103	102	109	107
支援区分5	84	83	82	79	91
支援区分6	103	105	110	115	116
合計	701	763	764	819	829



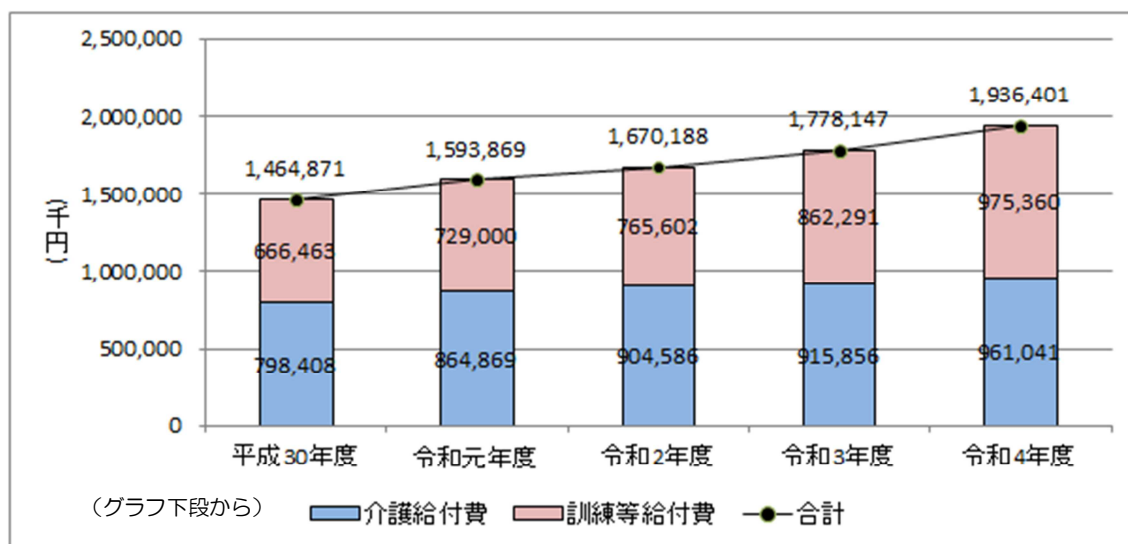
（2）障害福祉サービスに係る給付費の推移

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスは、その利用に係る経費が規則により定められています。経費とはサービスを提供する事業者に対して支払われるものですが、原則として利用者負担と公費負担においてその経費をまかなう仕組みがとられています。この経費の公費負担部分を給付費と呼んでいます。サービス実利用者数と同様に直近5年の推移をみると、平成30年度において1,464,871千円だったものが、令和4年度には1,936,401千円と32.1%増加しています。介護系が798,408千円から961,041千円と20.3%の増、訓練系は666,463千円から975,360千円と46.3%の増で、給付費においても訓練系サービスの利用が増えてきていることがうかがえます。

また、この給付費についてはサービス提供事業所数の増加や障害者及び介護者の高齢化などから、今後も増加していくものと考えられます。

障害福祉サービス給付費の推移 ※各年度の支出累計額

(千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護給付費	798,408	864,869	904,586	915,856	961,041
訓練等給付費	666,463	729,000	765,602	862,291	975,360
合計	1,464,871	1,593,869	1,670,188	1,778,147	1,936,401



第3章 基本目標（令和8年度の将来像）

1. 策定の趣旨及び位置づけ

「第7期取手市障害福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供するための総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。

策定にあたっては、国で策定する「基本指針」に基づく必要があるとされています。「基本指針」には基本的事項などの考え方が示されるとともに、令和8年度末の目標を設定する旨が示されます。

◎第7期計画に係る国の基本指針の主な内容

- ①【施設入所者の地域生活への移行】
 - ・ 障害者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障害者の重度化・高齢化への対応、地域生活支援拠点等の整備の推進
 - ・ 施設には強度行動障害を有する人や医療的ケアが必要など専門的支援が必要な人も入所していることから、地域移行にあたっての専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備
 - ・ 施設から地域への移行に関する入所者の意向について適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とするものの検討
- ②【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】
 - ・ 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制の推進
- ③【地域生活支援の充実】
 - ・ 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置し、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制の構築

- ・強度行動障害を有する人の支援体制の充実のため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備
- ④【福祉施設から一般就労への移行等】
 - ・就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組の評価の継続
 - ・就労移行支援事業について、事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、サービス終了後、一定水準の一般就労への移行者の確保
 - ・就労定着支援事業等から一般就労への移行の増加
- ⑤【障害児支援の提供体制の整備等】
 - ・障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する観点から、障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用した推進体制の構築
 - ・重度心身障害児を受け入れる障害児通所支援施設の確保
- ⑥【相談支援体制の充実・強化】
 - ・総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置
 - ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保
- ⑦【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】
 - ・利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していく取組として、第6期で設定された、①障害福祉サービス等に係る研修等参加人数（市町村）、②障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の確保及び実施回数③サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

2. 成果目標の設定

（1）施設入所者の地域生活への移行

成果目標

- ①令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ②令和8年度末時点で施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減

分析評価と課題

入所者の高齢化・重度化により地域生活へ移行できる入所者が限られている状況です。また、地域で生活している障害者の中にも、障害者自身の

高齢化・重度化に加え、同居する家族の高齢化などにより、新たな入所待機の登録がある状況です。入所施設から地域への移行を促進するためには、高齢化・重度化した障害者を地域で受け入れる体制を整備する必要があります。

取手市の考え方

国の基本方針では、令和4年度末時点の施設入所者数から6%を地域移行、5%の入所者数を削減することとしています。取手市の現状では、重度の入所者が多く地域生活へ移行できる入所者が限られていること、また、入所待機者も多い状況にあり、施設において適切な支援を受ける必要なケースも多いことから、一律の削減目標は設けないこととします。

地域生活への移行に向けた取組

入所施設から地域への移行を促進するためには、地域で障害者を受け入れる体制を整備する必要があります。入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域の社会資源も活用し障害者等の生活を地域全体で支えられるようにしていきます。

そのためには、居住の場としてのグループホームや一般住宅等の確保を推進する中で、地域移行者の障害の重度化、高齢化、強度行動障害を有したり、緊急時への対応や医療的ケアを必要とする人に配慮しながら、地域生活支援拠点の整備等を推進します。また、地域住民の理解や協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実施自治体の取組は一定程度進んできました。保健・医療・福祉関係者による協議の場については、第6期計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みです。今後は協議の場の活性化に向けた取組を進めます。

市町村ごとの協議の場については、令和4年度に取手市自立支援協議会内に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム部会を設置し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しました。今後も引き続き精神障害者等のニーズや地域の課題を共有したうえで、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築していきます。

取手市の考え方

取手市では、令和4年度は精神保健福祉士4名（障害福祉課3名、保健センター1名）を配置し、医療機関、相談支援事業所、保健所などと連携し精神障害者の退院支援や地域移行支援を行いました。

取手市自立支援協議会においても、①個別の事例に関する協議、②困難事例への対応の協議、③地域の関係団体及び関係機関のネットワーク構築について協議を進めてきました。

これまでの取組により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの役割を担う土台の整備が進んでいます。引き続き、協議の場を活用しながら、当事者や関係者のニーズの掘り起こし、地域の課題解決のための支援体制の整備を進めていきます。

(3) 地域生活支援の充実

成果目標

令和8年度末までの間、1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討します。

取手市の考え方

各地域には障害児者を支える様々な社会資源が存在していますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分ではない場合があります。今後、地域が抱える課題や障害者の重度化、高齢化、親亡き後を見据えた相談への対応、地域で障害児者やその家族が安心して生活するために必要とされる緊急時の対応を充実していくために、国の成果目標を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備を推進していきます。

加えてその機能充実のための調整役として、コーディネーターを配置するなど、支援体制の構築状況について検証、検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標

①就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の利用経て一般就労へ移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とします。

②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合を5割以上とし、かつ全事業所の5割以上とします。

③就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度末利用実績の1.41倍以上とします。

④就労定着支援事業の利用終了後、一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とします。

取手市の分析評価と課題

取手市では、基準とする令和3年度において市内の各事業所からの聞き取りにより、福祉施設から一般就労に移行した障害者は、18人（生活介護から0人、自立訓練から0人、就労移行支援から15人、就労継続支援A型から3人、就労継続支援B型から0人）でした。令和3年度の就労移行支援の利用者は、市外の事業所も含め月平均43人でした。一般就労へ移行をした障害者は、利用者数から見るとごく一部であり、就労への難しさが現れています。

令和3年度に一般就労へ移行した障害者18人のうち、6ヵ月以上定着者は16人でした。市内の就労定着支援事業所は1か所のみであり、今後も利用者の増加が見込まれるため、事業者に対して事業拡大や新規参入等を促し、提供体制の確保に努めます。

取手市の考え方

実情を踏まえ、過去の実績から下記を見込み設定しました。

項目	数値	考え方
【目標値①】 年間一般就労者数	23人	令和8年度において、令和3年度実績の1.28倍以上
【目標値②】 事業所数	2か所	令和8年度において、就労移行支援事業利用就労者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上
【目標値③】 年間利用者数	40人	令和8年度において、令和3年度実績(29人)の1.41倍以上
【目標値④】 事業所数	—	市内事業所数が少ないため、数値目標は設定しない。

一般就労を促進するための取組

働く意欲のある障害者がその適性に依りて能力を十分発揮し、一人ひとりのニーズに応じた就労支援を行うことができるよう、関係機関と連携強化を図ります。

企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行う就労移行支援事業の積極的な活用を支援します。

就労移行支援事業所を利用して一般就労した人には就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援による職場定着支援を行います。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標

- ①障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する観点から、障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用した推進体制を構築します。
- ②重度心身障害児を受け入れる障害児通所支援施設を確保します。

取手市の分析評価と課題

重度心身障害児が通所可能な支援施設は、近隣市の施設ではありますが利用が可能となっています。また、障害児の社会参加を促進するため、通所支援事業所等における保育所等訪問支援等の事業の整備を進めていきます。

また、重度心身障害児から障害者に移行する際において、切れ目のない支援体制の構築を推進していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化

成果目標

- ①総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置
- ②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制の確保

取手市の分析評価と課題

取手市では、令和4年度から自立支援協議会の「地域で生活していくための部会」において、障害者及び障害児の重度化・高齢化、ならびに「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を整備するため、地域生活支援拠点について協議を行っています。基幹相談支援センターについても協議の対象となっており、設置に向けて検討を進めていきます。

取手市の考え方

引き続き障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談、支援の実施、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助

言を行うことができる機関として、基幹相談支援センターの設置に向けた準備を自立支援協議会等の場で協議を推進していきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標

サービスの質の向上に資する取組に係る体制の構築

取手市の分析評価と課題

取手市では、障害福祉サービス等に係る研修等に積極的に参加しています。また、障害者自立支援審査支払システム等での審査結果の分析・活用、茨城県における指導監査への随行など、事業所や関係自治体等との情報共有の体制は構築されていることから、これらの資源を活かして障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を強化していきます。

取手市の考え方

引き続き、上記の資源を活かして障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を強化していきます。

3. 障害福祉サービス等の見込み量について

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
①居宅介護 (ホームヘルプサービス)	①入浴、排せつ、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助を行います。 (対象者) 障害支援区分 1 以上 (障害児にあってはこれに相当する支援の割合)
②重度訪問介護	身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。 (対象者) 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方で、二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排せつに介助が必要な方、障害支援区分 4 以上

サービス名	内容
③同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し移動の援護を行います。 (対象者) 視覚障害者(障害児にあってはこれに相当する程度の障害を有する状態)
④行動援護	著しい行動障害のある障害者の外出時及び外出前後の介助を行います。 (対象者) 知的障害又は精神障害により著しい行動障害があり常時介護が必要な方 障害支援区分3以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)
⑤重度障害者等包括支援	身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。 (対象者) 寝たきり状態で四肢に麻痺等があり、常時介護が必要で呼吸管理が必要な身体障害者又は最重度知的障害者 障害支援区分6に該当(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)

現状と今後の動向、課題

訪問系サービスは、障害者等の在宅生活を支えるサービスであり、安定したサービスの提供を図るため、ヘルパー等の社会資源の確保及び多様化するニーズに対応する質の向上が求められます。既存資源の連携を更に強化するとともに、事業者の新規参入を図ることにより、サービス提供体制を確保します。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・時間)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
①居宅介護	見込量	113	129	147	125	127	129
		1,670	1,907	2,173	1,350	1,377	1,404
	実績値	131	128	125	—	—	—
		1,439	1,356	1,359	—	—	—

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
②重度訪問介護	見込量	0	0	0	1	1	1
		0	0	0	4	4	4
	実績値	0	1	1	—	—	—
		0	4	4	—	—	—
③同行援護	見込量	10	11	12	14	14	14
		150	165	180	150	153	156
	実績値	13	13	18	—	—	—
		170	223	148	—	—	—
④行動援護	見込量	2	2	2	6	6	6
		22	22	22	55	56	57
	実績値	1	4	6	—	—	—
		3	37	54	—	—	—
⑤重度障害者 等包括支援	見込量	0	0	0	1	1	1
		0	0	0	36	36	36
	実績値	0	0	0	—	—	—
		0	0	0	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用時間数）

訪問系サービスの確保の方策

訪問系サービスは、障害者等が住み慣れた居宅で安心した生活を送るために必要なサービスです。また、家族等の介護者の高齢化、入所施設からの退所や精神科病院からの退院等に伴い、今後さらにニーズの高まりが想定されることから、サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
①生活介護	<p>日中、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>（対象者） 障害支援区分3以上（50歳以上は、障害支援区分2以上）ただし、施設入所者は障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）</p>

サービス名	内容
②自立訓練	<p>【機能訓練】 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を行います。 (対象者) 身体障害者又は指定難病患者等</p> <p>【生活訓練】 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行います。 (対象者) 知的障害者、精神障害者</p>
③就労移行支援	<p>一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習を支援を行います。 (対象者) 一般企業等へ就労を希望する 65 歳未満の障害者</p>
⑤療養介護	<p>医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 (対象者) ①筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者等、気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 (障害支援区分 6) ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 (障害支援区分 5 以上)</p>
⑥短期入所 (ショートステイ)	<p>居宅においてその介護を行う方の疾病、その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。 (対象者) 障害支援区分 1 以上の障害者 (障害児においてはこれに相当する支援の割合)</p>
⑦就労定着支援	<p>障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。 (対象者) 就労移行支援等を利用した後、一般企業に雇用され、就労を継続している期間が 6 か月経過した障害者</p>

①生活介護

現状と今後の動向、課題

生活介護の利用は、ゆるやかな増加傾向にあり、今後も同様な傾向が続くと見込まれます。障害者等の地域生活を実現するためには、個々のニーズや障害特性に応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるよう日中活動の場の整備が重要となります。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・日数)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	見込み量	243	248	253	285	290	295
		4,690	4,786	4,883	5,011	5,111	5,213
	実績値	261	261	280	—	—	—
		4,615	4,710	4,913	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

②自立訓練

現状と今後の動向、課題

自立訓練（機能訓練）の利用者数は、横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。一方、自立訓練（生活訓練）の利用者は、減少傾向にありますが、引き続き精神科病院からの退院者等、社会生活にあたり訓練が必要な利用者が見込まれます。

自立訓練は有期限のサービスであることから、期間内に適切なサービスが提供されることにより、他の障害福祉サービスへの移行等をスムーズにすることが求められています。また、市内に指定を受けている事業所が少ないことから、実施事業所の拡充が求められています。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績、施設や病院等からの地域移行の要素を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・日数)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量	1	1	1	4	4	4
		13	13	13	32	33	34
	実績値	3	2	4	—	—	—
		20	17	32	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	見込量	21	21	21	19	20	20
		395	395	395	232	236	240
	実績値	30	23	19	—	—	—
		303	206	228	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

③就労移行支援

現状と今後の動向、課題

就労移行支援は、実利用人数・利用日数ともに横ばい傾向にありますが、特別支援学校卒業者の就労希望者等、今後も一定のニーズが見込まれます。一般就労への移行の推進等、障害者の自立した生活に向けて、更なる取り組みの強化が必要です。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・日数)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
就労移行支援	見込量	39	41	43	57	57	57
		686	722	757	443	443	443
	実績値	71	74	60	—	—	—
		663	748	554	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

④就労継続支援

現状と今後の動向、課題

就労継続支援は、働く意思がありながら一般就労が困難な障害者等の就労の場として、実利用人数・利用日数ともに増加傾向にあり、今後もニーズは高まるものと見込まれます。

市内には、令和4年度末時点で就労継続支援A型事業所が8カ所、就労継続支援B型事業所が11カ所あり、令和3年度以降、年々事業所数が増加しています。送迎サービスや在宅就労支援等、障害者の多様なニーズに対応したサービス提供が求められています。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・日数)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	見込み量	100	109	119	170	173	176
		1,880	2,049	2,237	2,554	2,605	2,657
	実績値	117	143	167	—	—	—
		1,778	2,065	2,504	—	—	—
就労継続支援 (B型)	見込み量	179	182	185	267	272	277
		3,079	3,130	3,182	3,445	3,513	3,583
	実績値	215	233	262	—	—	—
		3,069	3,358	3,378	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量(1月あたりの平均利用日数)

⑤療養介護

現状と今後の動向、課題

療養介護の利用は、他の医療給付制度と合わせて利用することが多いサービスです。利用者数の推移には大きな変化はなく、今後も同様な傾向が続くと見込まれます。市内にサービス提供事業所はありませんが、引き続き近隣に設置されているの既存事業所の活用、サービス提供に関する情報収集に努めていきます。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・日数)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
療養介護	見込み量	3	3	3	4	4	4
		92	92	92	124	126	128
	実績値	3	4	4	—	—	—
		91	119	122	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

⑥短期入所（ショートステイ）

現状と今後の動向、課題

短期入所は、介護者不在等の緊急時に備えて申請しているケースが多くなっています。引き続き家族等の介護者の高齢化などにより、ニーズが増加するものと見込まれます。市内に指定を受けている事業所が少ないことや、重度の身体障害者に対応できる事業所が少ないため、実施事業所の拡充等が課題となっています。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用者数の推移を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・日数)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
短期入所	見込み量	7	7	7	41	42	43
		108	108	108	120	122	126
	実績値	29	25	41	—	—	—
		106	112	118	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

⑦就労定着支援

現状と今後の動向、課題

就労定着支援の利用者は、横ばいで推移しており、就労後の支援を希望す

る利用者は多く、今後も同様な傾向が続くと見込まれるため、支援機関と職場の連携により、継続した職場定着が果たせるような支援体制の整備が必要です。サービス提供可能な事業所が市内に1カ所のみであるため、実施事業所の拡充等が課題となっています。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・日数)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
就労定着支援	見込量	20	20	20	31	32	33
		20	20	20	19	20	21
	実績値	32	29	31	—	—	—
		21	21	19	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量(1月あたりの平均利用回数)

日中活動系サービスの確保の方策

日中活動系のサービスについては、特別支援学校の卒業生、入所施設からの退所者、精神科病院からの退院者等の日中活動の場を確保するため、事業者や相談機関等と連携を図り、多様なニーズに対応したサービス提供体制の整備が重要です。引き続き取手市自立支援協議会等の各種協議の場などを活用してニーズの把握に努めます。

次に、サービス提供に関しては、現状では各種事業者数が限られていることから、既存事業所の有効活用を図るためにも関係団体や近隣市町との連携を重視していきます。

また、障害者優先調達法に基づく、調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
①共同生活援助 (グループホーム)	地域の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の必要な日常生活上の援助を行います。 (対象者) 障害者(身体障害者は65歳未満の者または65歳に達する前日までに障害福祉サービス利用したことがある方)
②施設入所支援	自宅での生活が難しい方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。 (対象者) 障害支援区分4以上(50歳以上は障害支援区分3以上)訓練等給付による施設入所は、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型を入所しながら利用する方
③自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での問題を把握し、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行います。 (対象者) ①障害者支援施設もしくは共同生活援助を行う住居等を退所してから1年以内の方 ②居宅において単身である、もしくは同居家族等が障害や疾病等のため支援が見込めない状況にある方 ③同居家族の死亡等により、単身生活を開始した日から1年以内の方

①共同生活援助(グループホーム)

現状と今後の動向、課題

共同生活援助の利用者数は、増加傾向にあります。介護者の高齢化や精神科病院から退院した方など、利用を希望する人が多いことや市内に事業所が増えてきていることから、今後も同様な傾向が続くものと見込まれます。地域生活への移行に向けて、ニーズの拡大も予想されることから、十分なサービスが提供できるよう既存事業所の一層の活用及び新規事業者の参入の推進等が課題となっています。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス

量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・人)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	見込量	106	109	112	165	168	171
		2,650	2,725	2,800	3,930	4,008	4,088
	実績値	120	135	162	—	—	—
		3,009	3,458	3,853	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用回数）

②施設入所支援

現状と今後の動向、課題

施設入所支援は、大きな増加はなく、横ばい傾向で推移していることから、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。介護者の高齢化による入所希望者や障害の重度化による共同生活援助からの移行者等、入所を希望する障害者等もあり、令和4年度末時点で29名の入所待機者がいます。

入所施設からの退所は入院、死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅や共同生活援助などへの地域移行者数は少ない状況にあります。地域移行を推進していくためには、地域における受皿の整備や支援体制の充実を進めていく必要があります。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・人)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	見込量	114	120	127	114	114	114
		3,273	3,445	3,646	3,273	3,273	3,273
	実績値	112	110	112	—	—	—
		3,209	3,154	3,209	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用回数）

③自立生活援助

現状と今後の動向、課題

利用者が限定されるサービスの特性上、市内にサービス提供事業所がないため、近隣市町の既存事業所との連携及び新規事業者の参入を推進していきます。

今後のサービス見込み量

入所施設から地域生活への移行者の利用を見込み、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:上段・人、下段・日)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	見込み量	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0	—	—	—
		0	0	0	—	—	—

※ 見込み量・実績値ともに、上段は実利用者数、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

居住系サービスの確保の方策

入所施設からの退所者や精神科病院からの退院者等、地域における自立生活を希望する人の受け入れ先として、必要なサービス提供体制の確保・充実に取り組みます。また、近隣市町を含めた既存事業所の一層の活用及び新規事業者の参入を推進していきます。

(4) 相談支援

相談支援事業とは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つのサービスを指します。

種別	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況や意向等を勘案しサービスの種類、内容等について計画を作成します。

種別	内容
地域移行支援	症状が安定しており受入れ条件が整えば、退所、退院が可能な障害者支援施設に入所している方、精神科病院に1年以上入院している方、又は1年未満の入院者で特に支援が必要な方等を対象とし、6か月以内を原則として、社会復帰を目指すために住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する支援等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方や、家族と同居していても家庭の状況により家族の支援を受けられない障害者を対象とし、一定期間内で常時の連絡体制を確保し、障害の特性により起因した緊急事態等に対して、相談、その他の支援等を行います。

現状と今後の動向、課題

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、個々のニーズを把握し、複数のサービスを適切に調整する計画相談支援事業所が重要な役割を担っています。障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対し、より身近でいつでも相談できる支援体制を確立していく必要があります。市内には、令和4年度末時点で10カ所の計画相談支援事業所があり、近隣市町の事業所を含め、ほぼすべての障害者等に対し、サービス等計画案の作成が可能な状況であることから、引き続き現状の維持に努めます。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。地域移行支援、地域定着支援については、入所施設からの退所者や精神科病院からの退院者等、地域生活へ移行する障害者等の状況を考慮し、必要なサービス量を見込みます。

(単位:人)

種別		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	見込量	767	787	807	861	878	895

	実績値	746	810	845	—	—	—
種別		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
地域移行支援	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	0	—	—	—
地域定着支援	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末実績（実利用者）

相談支援体制の確保の方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、障害者等やその家族等の相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者間の調整や支援、人材育成等を行います。

相談支援においては、相談支援専門員による利用者のニーズの抽出や継続的かつ定期的なモニタリングの実施などが重要であり、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう取り組みます。

障害者の高齢化や親亡き後への支援にあたっては、保健・医療や介護保険に関するより深い理解が求められることから、相談支援専門員の高齢者に関する知識やスキル等の向上を図るとともに、介護支援専門員との連携を推進します。

計画相談支援事業を効果的に実施するため、取手市自立支援協議会の開催により、地域の関係機関との連携強化を図るとともに、障害種別に応じた相談支援体制の構築、充実に努めます。

また、より身近な地域において相談が受けられるようにするため、事業者の新規参入についても引き続き推進していきます。

4. 障害児通所支援、障害児相談支援の見込み量について

サービス名	内容
児童発達支援	<p>手帳取得の有無にかかわらず、発達に支援が必要な未就学児を障害児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、自活に必要な知識や技能の獲得、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>(対象者) 未就学の障害児</p>
放課後等デイサービス	<p>手帳取得の有無にかかわらず、発達に支援が必要な就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより自立を促進するとともに、放課後等の居場所の提供を行います。</p> <p>(対象者) 学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児</p>
保育所等訪問支援	<p>手帳取得の有無にかかわらず、保育所等を利用中の発達に支援が必要な児童に対して、保育所等において集団生活の適応のために専門的な支援を行います。</p> <p>(対象者) 保育所、幼稚園、学校等の集団生活を営む施設に通う障害児</p>
医療型児童発達支援	<p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等に加え、身体の状態により、治療行為の提供を行います。</p> <p>(対象者) 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問し発達支援等を行います。</p> <p>(対象者) 重度の障害等により、外出が困難な障害児</p>

(1) 障害児通所支援

現状と今後の動向、課題

本市における通所支援サービスの支給決定者数は、令和4年度末時点で573人であり、0歳から18歳未満人口13,159人のうち、4.4%を占めています。本市では、未就学児を対象にした児童発達支援は9事業所、就学児を対象とした放課後等デイサービスは18事業所でサービスを提供しています。

児童発達支援については、直近3カ年の実績によると、利用児童の増加が見られ、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。既存事業所の活用や事業者の新規参入を図ることにより、サービス提供体制を確保します。

放課後等デイサービスについては、事業者の新規参入が続き、提供体制も安定してきました。学校や放課後児童クラブ等の子育て支援策と連携を図るとともに、支援が必要な児童やその保護者が、地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、福祉部と教育委員会がより緊密な連携を図ります。

保育所等訪問支援については、取手市立こども発達センターと保育所等の巡回相談事業における連携の強化を図ります。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、市内に指定を受けている事業所がないため、新規事業者の参入を推進していきます。

また、重症心身障害児や医療的ケア児については、身近な地域で必要な支援が受けられるよう人数やニーズを把握するなど、支援体制の充実に努めます。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

(単位:人)

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	見込量	149	160	172	226	244	263
	実績値	202	190	149	—	—	—
放課後等 デイサービス	見込量	221	238	257	291	315	340
	実績値	186	220	221	—	—	—
保育所等訪問 支援	見込量	5	4	3	3	3	3
	実績値	2	1	0	—	—	—

サービス名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
医療型 児童発達支援	見込量	0	0	0	1	1	1
	実績値	0	0	0	—	—	—
居宅訪問型児 童発達支援	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	2	0	0	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末実績（1か月あたり平均利用者数）

（2）障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する児童が、適切にサービスを利用することができるように、心身の状況や意向等を勘案しサービスの種類、内容等についてサービス利用計画を作成するものです。

現状と今後の動向、課題

障害児相談支援は、障害者の相談支援同様、利用するサービスの支給決定時からケアマネジメントを実施し、更に一定期間ごとのモニタリングを行うことで、障害児一人ひとりに即したサービスの内容と量を提供することができるようにするものです。令和4年末時点で市内の事業所が8か所となったことにより、障害児通所支援を利用する児童に対し、必要な相談支援を提供できるようになり、保護者によるセルフプランの割合が減少しています。引き続き既存事業所の一層の活用及び新規事業者の参入を推進していきます。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

（単位:人）

種別		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
障害児相談 支援	対象者	370	398	429	518	559	603
	実績値	188	216	254	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末実績（実利用者）

障害児通所支援サービス・相談支援の確保の方策

障害児通所支援の利用者は増加傾向にあり、あわせてサービス利用の入り口となる相談支援の利用者も増加しています。サービス見込量の把握に努め、適切な支援を提供できる体制を確保していきます。また、障害児が切れ目のない支援を受けることができるよう、教育、保育等の関係機関と連携するなど、社会資源を効率的かつ効果的に利用することにより支援の質の向上に努めます。

5. 地域生活支援事業の見込み量について

地域生活支援事業は、平成 19 年度から開始された市町村必須事業です。現在は障害者総合支援法に基づき、市町村が実施するサービスで、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により必要な事業を計画的に実施しています。障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

事業名	概要
(1) 相談支援事業 (必須事業)	障害者等が地域で安心して生活できる社会を目指し、生活上の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障害福祉サービスの利用促進や虐待の防止など、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行う事業です。
(2) 意思疎通支援事業 (必須事業)	聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。
(3) 日常生活用具給付 等事業(必須事業)	在宅の障害者等に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付する事業です。
(4) 移動支援事業 (必須事業)	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

事業名	概要
(5) 地域活動支援センター事業 (必須事業)	障害者等の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う事業です。
(6) 成年後見制度利用支援事業 (必須事業)	知的障害者及び精神障害者で判断能力が不十分な状態にある方で、家族や親族等による法的後見人の選任の申立てが期待できず、費用負担もできない方について市長が法定後見制度の申立て等を行い、後見人等の報酬を負担する事業です。
(7) 日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。
(8) 訪問入浴サービス事業	重度の障害者等で、家族の介護だけでは在宅での入浴が困難な人に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供する事業です。
(9) 生活支援事業	<p>①生活訓練等事業 障害者等に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行う事業です。</p> <p>②本人活動支援事業 障害者等が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する事業です。取手市社会福祉協議会が実施する事業への補助事業です。(主に青年学級 YMO、TKK たんぽぽミュージッククラブを開催しています。)</p>
(10) 社会参加促進事業	<p>スポーツや芸術文化活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的としています。取手市社会福祉協議会が実施する事業への補助事業です。</p> <p>①点訳奉仕員養成事業 ②朗読奉仕員養成事業 ③要約筆記奉仕員養成事業 ④手話奉仕員養成事業 ⑤点字、声の広報等発行事業</p>

事業名	概要
(11) 自動車運転免許取得助成事業	障害者等が自動車運転免許の取得に要する費用を一部助成する制度です。
(12) 自動車改造助成事業	障害者等が運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等の改造に要する費用を一部助成する事業です。

(1) 相談支援事業

現状と今後の動向、課題

支援を必要とする障害者等が年々増加し、ニーズも多様化してことから、障害福祉課に精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、保健師等の専門職を配置し市民にとって、身近でいつでも相談できる支援体制づくりを推進します。また、より専門的な相談や生活上の困りごとについて、ワンストップでの相談が可能な基幹相談支援センターの設置が課題となっています。

今後のサービス見込み量

本市では、令和8年度末において、現在の障害者相談支援事業所3か所（障害福祉課、藤代総合窓口課、医療法人精光会いなしきハートフルセンター）に加え、茨城県が令和7年度までに設置を推奨している基幹相談支援センター1か所の開設を見込みます。

事業名	直近3カ年			第7期計画期間		
	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業 (実施か所数)	3	3	3	3	4	4

見込み量確保の方策

相談支援事業については、現在の体制を維持・強化するとともに、基幹相談支援センターの設置に向けた準備を、取手市自立支援協議会等の関係機関との連携により推進していきます。

(2) 意思疎通支援事業

現状と今後の動向、課題

障害福祉課内に手話通訳者を配置し、窓口での各種申請、相談の際の支援を行っています。令和3年度、令和4年度2か年は、見込み量を利用実績が上回っていることから、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。

今後のサービス見込み量

直近3カ年の平均的な伸び率を勘案し、令和8年度末に必要なサービス量を見込みます。

(単位:上段・人、下段・人)

事業名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
意思疎通支援事業	見込み量	30	30	30	48	48	48
	実績値	29	46	48	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末実績（延べ利用人数）

見込み量確保の方策

聴覚障害者の意思疎通支援事業については、支援が継続的に提供できる体制を確保するため、手話通訳者や要約筆記者等の支援者の養成に関して、社会福祉協議会が実施する社会参加促進事業との一体的な展開を推進します。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の主な給付品目は次のとおりです。

区分	品目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、火災警報器、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用図書、人工喉頭等
⑤排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

現状と今後の動向、課題

日常生活用具給付等事業で取り扱う品目は多種多様であり、耐用年数等の影響から利用実績等についてはばらつきがみられます。

今後も、障害者一人ひとりの障害特性、ニーズ等を的確に把握し、必要性に応じた見直しをするなど、柔軟な対応が求められています。

今後のサービス見込み量

直近3カ年の平均的な伸び率を勘案し、令和8年度末までに必要なサービス量を見込みます。

(単位:上段・件、下段・件)

区分		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
①介護・訓練 支援用具	見込量	7	7	7	7	7	7
	実績値	2	4	2	—	—	—
②自立生活 支援用具	見込量	16	16	16	16	16	16
	実績値	11	15	5	—	—	—
③在宅療養等 支援用具	見込量	7	7	7	7	7	7
	実績値	10	5	9	—	—	—
④情報・意思 疎通支援用具	見込量	16	16	16	16	16	16
	実績値	18	13	7	—	—	—
⑤排せつ管理 支援用具	見込量	2,400	2,400	2,400	2,620	2,620	2,620
	実績値	2,334	2,327	2,616	—	—	—
⑥居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	見込量	11	11	11	11	11	11
	実績値	6	7	4	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末実績（延べ給付数）

見込み量確保の方策

障害者等が安定した日常生活を送るため、必要に応じて国の基準に基づき対象品目、支給範囲、耐用年数等の見直しを進めていきます。

(4) 移動支援事業

現状と今後の動向、課題

直近3カ年においては利用実績は見込みを上回る結果となりました。引き続き必要なサービスの提供を維持しています。

今後のサービス見込み量

直近3カ年の平均的な伸び率を勘案し、令和8年度末までに必要なサービス量を見込みます。

(単位:上段・人、下段・時間)

事業名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	見込量	23	24	25	24	24	24
		1,967	2,052	2,138	2,052	2,052	2,052
	実績値	22	28	20	—	—	—
		1,712	2,453	1,524	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末実績

見込み量確保の方策

移動支援事業については、現在のサービス水準を維持しながら、今後も引き続き、障害者一人ひとりの障害特性やニーズに対応できる提供体制を整備し安定したサービス提供に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

主に身体障害者を対象にしたプログラムを実施している障害者福祉センターあけぼの(Ⅱ型)と、主に知的障害者を対象にしたプログラムを実施している障害者福祉センターつつじ園(基礎的事業)の2か所で実施しています。

また、竜ヶ崎保健所圏内の5市2町で委託している「いなしきハートフルセンター(Ⅰ型)は、主に精神障害者の相談支援と合わせて多様なプログラムを実施しています。

①基礎的事業

創作的活動、生産的活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を通じ障害者等の生活支援を行います。

②機能強化事業

基礎的事業に加え、本事業の機能強化を図るため、下記のようにⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け事業を実施します。

	事業内容
Ⅰ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉及び地域社会との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための啓発・普及等を行います。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが要件です。
Ⅱ型	地域において雇用、就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
Ⅲ型	地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所事業（小規模作業所等）や、自立支援給付に基づく事業所併設事業を行います。

現状と今後の動向、課題

地域活動支援センター事業では、見込み量（設置力所数）は達成されています。引き続き、利用者の障害状況にあったサービスの提供を図ります。

今後のサービス見込み量

障害者等が地域地域で生活する上で、地域活動支援センターは重要な役割を担っています。令和4年度までの利用実績を踏まえ、令和8年度末において、次のとおり見込みます。

（単位：上段・人、下段・人）

事業所		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター （あけぼの）	見込み量	10	10	10	10	10	10
	実績値	16	10	9	—	—	—
地域活動支援センター （つつじ園）	見込み量	87	87	87	87	87	87
	実績値	88	86	86	—	—	—
地域活動支援センター （いなしきハートフルセンター）	見込み量	18	18	18	18	18	18
	実績値	20	18	15	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末 登録者数

見込み量確保の方策

障害者の居場所づくりの観点から、常に利用者のニーズを的確に把握し、柔軟な対応を図っていきます。

障害者福祉センターあけぼの（Ⅱ型）と、障害者福祉センターつつじ園（基礎的事業）で行われている地域活動支援センターについては指定管理者による管理運営を継続し、いなしきハートフルセンターで行われている地域活動支援センター（Ⅰ型）に対しては、引き続き運営費の助成等を通して運営に参画していきます。

（6）成年後見制度利用支援事業

現状と今後の動向、課題

市長申立てによる登記手数料等の助成及び後見人報酬の助成は必要に応じて実施しています。

今後のサービス見込み量

令和4年度までの利用実績等を勘案し、令和8年度末におけるサービス量を次のとおり見込みます。

（単位:件）

事業名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 利用支援事業	市長申立て	1	3	0	3	3	3
	後見人報酬 助成	1	0	3	4	4	4

今後の取り組み・実施に関する考え方

各種手帳の所持者が増えていることを鑑み、障害者等が地域で安心して生活できるよう早期の段階からの相談を受け、本人の意思決定に基づいた申立てと支援ができるよう権利擁護の体制の充実に取り組みます。社会福祉協議会が実施する成年後見サポートセンターとの連携を強化し、利用者の拡大を図ります。

（7）日中一時支援事業

現状と今後の動向、課題

日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、障害者等に

活動の場や見守り等の支援を提供しています。また、在宅で障害者等を介護をしている家族の一時的な休息の一助となっています。

今後の取り組み・実施に関する考え方

在宅で障害者を介護している家族が、就労や休息のために日中一時支援サービスを利用することにより、引き続き家族の負担軽減の一助となるようにサービス提供に努めます。本市では、直近3カ年の平均的な伸び率を勘案し、令和8年度末までに必要なサービス量を見込みます。

(単位:上段・ヶ所、下段・人)

事業名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
日中一時支援事業	見込量	26	26	26	26	26	26
		133	133	133	133	133	133
	実績値	26	26	25	—	—	—
		136	126	91	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末実績、上段は実施ヶ所数、下段は実利用者数

(8) 訪問入浴サービス事業

現状と今後の動向、課題

重度の障害者等で、家族の介護だけでは在宅での入浴が困難な方に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供する事業です。

令和4年度末の利用登録者は4人です。利用頻度は週に1回程度となっています。

今後の取り組み・実施に関する考え方

需要に応えられるよう、引き続き既存事業所の一層の活用に努めます。

(単位:上段・ヶ所、下段・人)

事業名		直近3カ年			第7期計画期間		
		2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業	見込量	4	4	4	4	4	4
		5	5	5	5	5	5
訪問入浴サービス事業	実績値	5	4	2	—	—	—
		8	6	2	—	—	—

※ 令和2～4年度各年度末実績、上段は実施ヶ所数、下段は実利用者数

(9) 生活支援事業

①生活訓練等事業

現状と今後の動向、課題

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

生活訓練等委託事業は他市の施設にも事業委託を行い、障害者等が自立した生活を送るための訓練の場として利用されています。また、障害者福祉センターつつじ園においては、自立して生活するための夜間の生活訓練を実施しています。（令和4年度は、新型コロナウイルスの影響により未実施）

今後の取り組み・実施に関する考え方

障害者等の地域における自立した生活を援助するため、関係機関と連携し生活訓練事業の充実に努めます。

②本人活動支援事業

現状と今後の動向、課題

社会福祉協議会では、社会参加促進事業として、青年学級 YMO、TKK たんぽぽミュージッククラブなどの知的障害者の交流会活動を行っています。できるだけ自分たちで考え、相談し実施できるようにボランティアが支援し、当事者主体の活動を進めています。

今後の取り組み・実施に関する考え方

当事者主体の催事を中心に引き続き当該事業を補助していきます。

（単位:上段・ヶ所、下段・人）

事業名	直近3カ年（実績値）			第7期計画期間（見込量）		
	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
①生活訓練等事業	2	2	1	2	2	2
	39	39	0	39	39	39
②本人活動支援事業	1	1	1	1	1	1
	60	60	60	60	60	60

※ 令和2～4年度各年度末実績、上段は実施ヶ所数、下段は実利者数

(10) 社会参加促進事業

①点訳奉仕員養成事業

現状と今後の動向、課題

社会福祉協議会では、養成講座を実施していますが、参加者が少ないため、ボランティア活動につながるような魅力ある内容を実施し、点字の啓発及びボランティアサークルへの加入につながるよう努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

引き続き当該事業を補助していきます。

②朗読奉仕員養成事業

現状と今後の動向、課題

社会福祉協議会では、毎年養成講座を開催しています。しかし、参加者は定員に達することが少なくなっているため、さらなる事業の周知の充実を図り、多くの人に参加できるよう開催方法等を検討していきます。受講後には視覚障害者に対する広報等の音訳ボランティアにつながる重要な講座のため、地域の視覚障害者の理解者、支援者の養成に努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

講座参加者の増加につながるよう、引き続き当該事業を補助します。

③要約筆記奉仕員養成事業

現状と今後の動向、課題

社会福祉協議会では、朗読奉仕員養成講座を企画、開催していますが、手話に比べ認知度が低いため、参加者が少ない状況にあります。要約筆記の重要性からも講座の開催方法等についても検討し、受講生に興味関心を持ってもらえるように活動を広め、地域の聴覚障害者の理解者、支援者の養成に努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

受講者の増加につながるよう工夫を凝らしながら、引き続き当該事業を補助していきます。

④手話奉仕員養成事業

現状と今後の動向、課題

社会福祉協議会では、手話に興味関心を持ちサークル活動につなげるため養成講座を開講しています。一時期は定員を超える受講がありましたが、徐々に受講生が減少しています。講座のなかで聴覚障害者の生活についての特別講座も開催し、地域の聴覚障害者への理解や支援の必要性などを周知するとともに、理解者、支援者の養成に努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

支援者の増加につながるよう、引き続き当該事業を補助していきます。

⑤点字・声の広報等発行事業

現状と今後の動向、課題

社会福祉協議会では、文字による情報の入手が困難な視覚障害者のために、ボランティア団体が広報とりでや社協情報誌等の点訳、音訳 CD を配布することにより、必要とする情報を提供しています。ボランティアの育成の充実とともに当事業を周知拡大し、利用者の増加を図ります。

今後の取り組み・実施に関する考え方

引き続き当該事業を補助していきます。

(11) 自動車運転免許取得助成事業、(12) 自動車改造助成事業

今後の取り組み・実施に関する考え方

障害者等の社会参加の促進に資するよう、当該事業を継続していきます。

(13) 芸術・文化講座開催等事業

現状と今後の動向、課題

社会福祉協議会では「障害者作品展」において、障害者等の作品を展示し、広く市民に知ってもらうためのイベントを同時開始しており、多くの人々に見ていただくことで、出品した障害者の励みになっています。様々な才能を開花させる場にもつながるため、多くの障害者等が参加できるよう努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

引き続き当該事業を補助していきます。

第4章 今後の施策の推進

1. 計画の進行管理

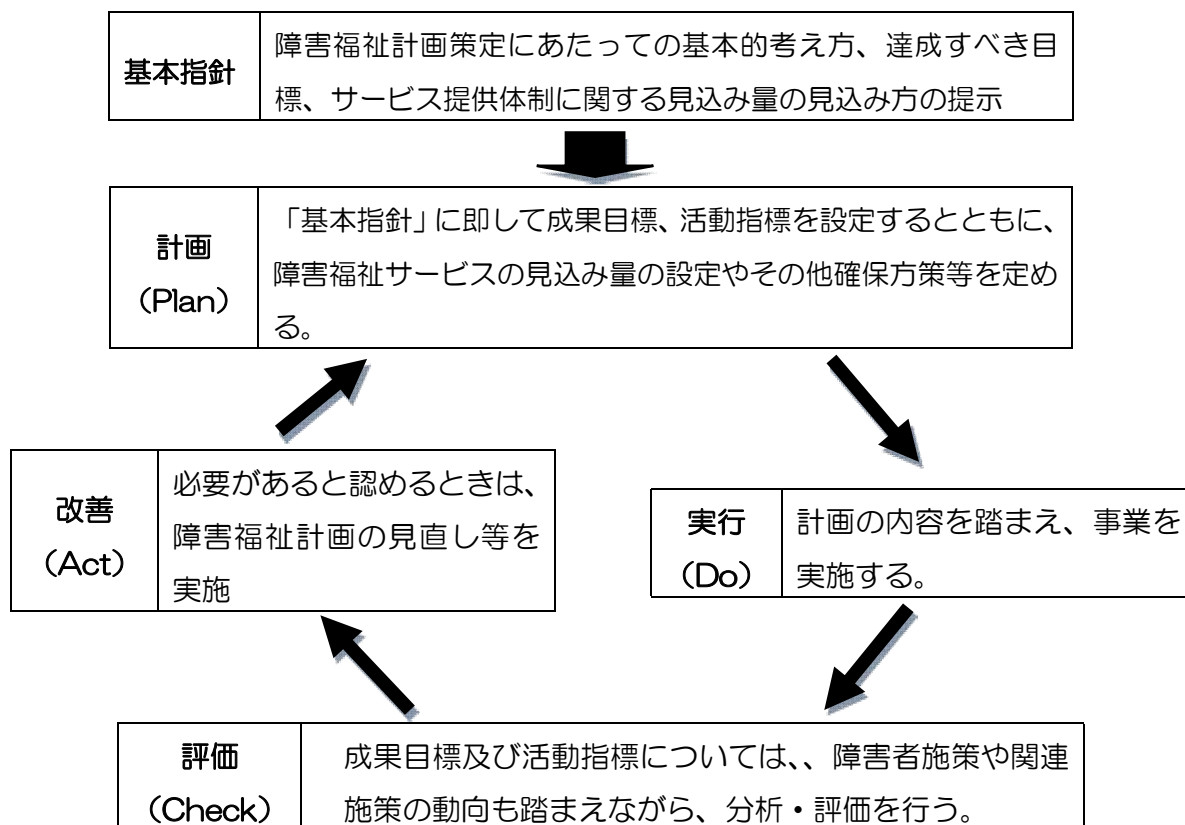
平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、定期的に、計画に定める事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な処置を講ずるものとする（PDCAサイクル）とされています。平成28年6月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されています。

本計画におけるPDCAサイクルとして、各サービスの見込み量について達成状況を点検します。

PDCAサイクルとは...

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

【PDCAサイクルのイメージ】



2. 関係機関等との連携強化

障害のある人が住み慣れた地域で生活をするためには、障害福祉サービスによる支援がとても重要となります。

障害の状況や生活環境にあったサービスが選択できるよう、情報の提供や、障害福祉サービスの提供の充実が必要です。

地域の中の人と人とのつながりも希薄になってきている現状のなか、公的な福祉サービスの充実は図られているものの、福祉に対するニーズや支援のあり方、内容も多種多様化し他の分野におけるサービスの組合せなど総合的に提供できる仕組みが必要とされています。

取手市地域福祉計画のもと、取手市自立支援協議会、障害福祉サービス提供事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、などの関係機関の役割分担を明確にしながら連携の強化を図っていきます。

3. SDGs との結びつき

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年を期限とする基本目標です。

本計画が目指す地域共生社会は、SDGsにおける「誰一人の取り残さない」社会の実現の考え方や理念と結びつくものです。本計画で取り上げた指標の達成や課題の解決に対して丁寧に取り組を進めてまいります。